

令和5年6月7日

保護者様

幸田町教育委員会

「新型コロナウイルス感染症による出席停止」に関する提出書類について（お知らせ）

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保護者の方に、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を記入の上、お子様が通われている学校に提出していただくことになりました。これは、保護者の方やお子様の感染症の感染機会の軽減を図るための対応となります。何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

お子様が『新型コロナウイルス感染症』に感染した場合、  
保護者の方においては、次のことをお願いします。

- ①「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を学校で受け取るか、または、各学校のホームページで用紙をダウンロード、印刷して使用してください。
- ②「新型コロナウイルス感染症経過報告書」には、報告書裏面の記入例を参考に、保護者の方が必要事項を記載してください。
  - ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」です。
  - ・症状軽快した後1日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登校することはできません。
  - ・出席停止の解除後も発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を奨励しています。
  - ・診断目的や治癒証明書目的での医療機関への受診は控えてください。
  - ・体調が回復せず、保護者が必要と判断した場合は、医療機関を受診してください。その際には、必ず、事前に電話連絡をしてください。
- ③新型コロナウイルス感染症出席停止の解除後、登校を再開する際に、必要事項を記入していただいた「新型コロナウイルス感染症経過報告書」をお子様が通われている学校に必ず提出してください。
  - ・新型コロナウイルス感染症により欠席した場合は、法令の規定により出席停止となります。

（連絡先：幸田町教育委員会学校教育課 電話 62-1111）

（幸田小学校 電話 62-0118）